

2013年度東京都予算編成に対する重点要望

2012年12月20日
日本共産党東京都議会議員団

【くらしと雇用への支援の強化】

- 1、国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料、介護保険料を引き下げするため、区市町村や広域連合への財政支援を行うこと。
- 2、低所得者、離職者等に対する一時的住まいの提供と生活支援、職業訓練・就労支援等を拡充・強化するとともに、家賃助成、生活資金助成等の実施をはじめ、都独自の「第2のセーフティネット」構築をすすめること。無料低額診療事業を実施する医療機関を増やすこと。
- 3、最低賃金を時給1000円以上に改善するよう国に求めるとともに、都独自に時給1000円以上にする「東京ルール」や公契約条例をつくるなど、実効性ある対策を実施すること。都として、低賃金の非正規労働者を増やす政策から、正規労働者を雇用の中心にすえ、人間らしい働きがいのある仕事（ディーセント・ワーク）をひろげる政策へ転換を図ること。
- 4、イギリスの地域雇用パートナーシップにも学び、求人開拓と職業訓練をセットで行い、就職面接への支援もふくめ、無料の手厚い支援で正規雇用に結びつける、若者雇用支援を都として創設すること。若年者の早期離職防止・職場定着促進にむけた支援を実施すること。
- 5、職業能力開発校を拡充・増設し、普通課程の授業料を無料に戻すこと。訓練科目や、施設内訓練の定員を大幅に増やし、校内の機器などを拡充すること。亀戸校の廃止計画は中止すること。高校卒業者など対象の職業訓練カレッジの創設を検討すること。また、中小企業が取り組む職業訓練に助成を行うこと。
- 6、認可保育所、特別養護老人ホームの整備などによって雇用を創出し、利用者に役立つとともに、建設業者や商店街も同時にうるおう一石三鳥四鳥の「福祉充実・雇用拡大のセット事業」を推進すること。再生可能エネルギーなど新産業育成で雇用を創出すること。
- 7、生活困窮者に対し、コミュニティ・ソーシャルワーカーが中心に、経済的援助もふくめて総合的に支援する事業を、大阪府社会福祉協議会の「社会貢献事業」にも学び、都として創設すること。生活保護世帯に対する都加算援護を拡充するとともに、福祉事務所のケースワーカーの体制を量・質とも拡充するよう支援すること。

【高齢者福祉の充実】

- 8、特別養護老人ホーム、老人保健施設の整備費、運営費への補助を拡充し、大幅増設すること。特別養護老人ホームの整備促進のため用地費助成を再開すること。小規模多機能施設、認知症

高齢者グループホームへの支援を強化し、大幅増設すること。グループホームへの家賃助成を実施するなど、低所得者が利用できるよう対策を講じること。

9、75歳以上の医療費を無料化すること。療養病床の整備促進にむけた対策を抜本的に拡充し、都有地を無料または低額で貸与するとともに、運営費補助を実施すること。

10、シルバーパスは、住民税課税者に対し所得に応じて3千円などのパスを発行するなど、費用負担の軽減を図ること。多摩モノレール、東京メトロにも適用すること。

11、医療的ケア・介護・見守りなどのサービスを併設し、福祉の専門職であるLSA（生活援助員）を配置した、低家賃の高齢者賃貸住宅の整備を促進すること。また、シルバーピアを増設するとともに、所得に応じた利用料で入居できる生活支援ハウスの整備をすすめるため支援すること。

12、認知症疾患医療センターを増設するとともに、機能強化を図ること。専門医をはじめとした多職種によるアウトリーチ・チームによる訪問型支援を実施するとともに、かかりつけ医など医療従事者等の認知症対応力向上に対する支援を実施すること。家族への支援を拡充し、「認知症コールセンター」を設置すること。

【少子化克服にむけた総合対策の推進】

13、子どもの医療費助成を18歳まで拡大すること。義務教育就学児医療費助成は、外来200円の負担をなくし、通院についても無料化すること。乳幼児医療費助成をふくめ、所得制限を撤廃または少なくとも緩和すること。出産育児一時金を都独自に増額するなど、出産・子育てへの経済的支援を強化すること。

14、待機児ゼロにむけ認可保育所の大幅増設をすすめるとともに、運営費の支援を強化すること。整備促進のため用地費助成を実施し、都有地貸与制度を無償貸与にするなど拡充すること。分園整備への支援を拡充し、公立保育園の新設、増改築への整備費補助を行うこと。

15、仕事と育児の両立支援に取り組む中小企業への助成を継続・拡充するとともに、中小企業によるワーク・ライフ・バランス推進の取り組みを支援すること。また、育児休業や育児期の短時間勤務制度の充実、父親の育児休業割当（パパ・クォータ）制度の導入、残業の抑制など、働き方の改革「東京モデル」の確立・合意形成をすすめること。

【医療体制の充実】

16、都立病院は直営を堅持し、拡充すること。経営形態のあり方や地方独立行政法人化の検討は中止すること。都立病院、公社病院の医師、看護師、薬剤師等を大幅に増やし、待遇改善と医療・看護体制強化を図ること。多摩・島しょの公立病院・診療所への支援を拡充すること。

- 17、八王子市内に都立・公立の小児病院を開設することをはじめ、多摩地域および区部の小児医療、周産期医療を拡充すること。NICUを増設するとともに、多摩地域における二次医療圏ごとの整備計画をつくること。
- 18、旧梅ヶ丘病院跡地に、児童精神科の病院または外来診療センターを整備すること。子どもの心のケアへの支援、発達障害児等の早期発見・早期支援をすすめるため、都内二次医療圏ごとに、児童精神科拠点病院を設置するため支援事業を実施すること。
- 19、在宅緩和ケアに取り組む有床診療所を増やすため、開設促進補助を実施し、都有地を無料または低額で貸与すること。がん患者の治療と就労の両立支援事業を実施すること。がん検診の無料化、受診率向上に取り組む区市町村を支援するとともに、都民のがん検診に対する意識や職域での検診実施状況の調査を行うこと。人間ドック助成を実施すること。
- 20、訪問歯科診療の負担軽減のため補助制度を創設し、在宅療養患者の口腔ケアに必要な機器等の整備を支援すること。歯科衛生士養成所に対する運営費補助を実施するとともに、歯科衛生士専門学校生徒への修学資金貸与事業を実施すること。歯科技工士の就業支援、待遇改善のための支援策を実施すること。

【障害者・難病患者への支援】

- 21、障害者の権利擁護センターを設置し、障害者の虐待防止対策を推進すること。区市町村が設置する虐待防止センターに対し、虐待防止法の理念を十分に生かした運営ができるよう、財政支援を行うこと。
- 22、障害者総合福祉法にもとづく意思疎通支援事業として、東京都レベルの広域的・専門的な手話通訳者派遣事業と、広域的利用および個人のみでなく集まりの場の主催者が利用できる要約筆記者派遣事業を実施すること。都有施設、公共施設への磁気ループの整備を促進するとともに、高齢者と家族等のための「聞こえの相談室」を設置すること。
- 23、医師・精神保健福祉士など多職種で訪問支援を行う「アウトリーチ・チーム」、および当事者や家族の相談支援を行う「地域こころの健康支援センター」の設置を推進するとともに、「家族支援ワーカー」を都として制度化し、養成にふみだすこと。
- 24、障害者の医療費助成を拡充するとともに、福祉手当、重度障害者手当を拡充・増額すること。高齢者の新規申請を再開すること。精神障害者に対する福祉手当を実施すること。
- 25、難病医療費助成をはじめとした難病対策事業を拡充し、難病対策の予算を大幅に増額するとともに、「ヘルプマーク」の普及・啓発をすすめること。在宅人工呼吸器使用者等の停電時の安全確保のため、医療機関が在宅難病患者に非常用発電機や無停電装置等を無償貸与する場合の購入経費への補助を行うこと。

【地域福祉の推進、福祉人材への支援】

- 2 6、孤立死ゼロにむけ、都内全域の実態把握を行うとともに、総合的な孤立死防止推進事業を実施すること。地域住民が中心となって実施する、見守りなどのサポート組織の立ち上げを支援すること。地域包括支援センターや「シルバー交番」の設置を促進し、人員配置等を拡充すること。
- 2 7、東京都地域福祉支援計画を、すみやかに策定するとともに、高齢者介護、身体・知的・精神などの障害者のケア、難病などの看病、病児や障害児の療育など、さまざまなケアを行っている「ケアラー」の量的調査とニーズ調査を行い、必要な対策を構築すること。「地域福祉コーディネーター」への支援を強化し、配置を促進すること。
- 2 8、福祉・介護人材の賃金の引き上げをはじめとした待遇改善、定着促進、増配置をすすめるため、専門性や経験に応じた人件費補助を都独自に実施すること。民間社会福祉施設サービス推進費補助は、経験年数加算を行うことをはじめ、改善・拡充・増額すること。

【中小企業、農林漁業への支援】

- 2 9、借り工場家賃、リース代など固定費の負担に対する直接支援にふみだすこと。大企業の拠出を求め、中小製造業者の休業補償を実施すること。収益がなく、生活が困難な業者に対する無利子・長期貸し付けの「生活つなぎ資金」を創設すること。
- 3 0、デフレ不況など経済悪化、金融円滑化法の終了、セーフティネット保証の業種しぼりこみに対応するため、実効性ある融資制度を拡充すること。長期貸付、無利子ないし超低利、売上減少率の要件緩和など、中小企業が利用しやすい融資制度を創設すること。区や市の融資制度に、保証料補助、利子補給を行うこと。資金繰りがとくに困難な企業には、経営状況に応じて上乘せすること。大企業による一方的な下請け単価切り下げなどをやめさせるよう、監視体制を強化すること。
- 3 1、地域ごとに、どのような製造業種、業態が残っているのか把握する悉皆調査を行うとともに、「ものづくりインストラクター」の養成をはじめ、中小企業のものづくり技術・技能継承にむけた取り組みを支援すること。再生可能エネルギーを新しい産業の柱として位置づけ、技術開発や製品化を支援すること。「医工連携事業」を実施すること。
- 3 2、消費者参加型の商店街活性化・商店街づくりに取り組む商店街や区市町村に対する支援事業を創設すること。買物弱者支援モデル事業を、希望する全区市町村が実施できるようにするとともに、早期に本格実施すること。また、「新・元気を出せ！商店街事業」を拡充すること。
- 3 3、生活密着型公共事業を拡大し、都民生活の質の充実と、中小建設業者の仕事確保、雇用拡大を図ること。中小建設業者が適正な金額で受注機会を確保できるよう、低価格入札による労賃や労働環境等への影響について実態調査を行い、改善すること。アスベスト対策を拡充・強

化すること。

- 34、都市農業振興にむけ、生産緑地の追加指定を推進するとともに、区市町村が買い取る場合への財政支援を行うこと。遊休農地や、遊休農地状態にある土地について、農地・緑地として活用する場合に財政支援を行うこと。「6次産業化」を支援するとともに、東京エコ農産物認証制度をつくること。
- 35、「フォレスター」など森林・林業の専門家を育成するとともに、森林経営強化にむけた支援を行うこと。また、作業道（路網）整備に対する助成を実施すること。木質チップ・ペレットの生産と普及、木質ペレットのストーブ、ボイラーの購入費への支援を実施すること。
- 36、TPP（環太平洋パートナーシップ協定）交渉参加方針の撤回を国につよく求めるとともに、都として参加反対の行動を起こすこと。

【少人数学級実現、教育の充実】

- 37、来年度から中学校1年生および2年生、小学校3年生の35人学級を実施し、早期に、35人学級を全学年にひろげること。さらに、小中学校の30人学級を計画的に実施すること。区市町村が、独自に少人数学級を実施する場合は、少人数指導加配教員の弾力的活用による実施を認めること。
- 38、教育学者や小児科などの医師などの専門家、いじめ被害者団体などの参加も得て、いじめへの対応のガイドラインを作成するとともに、教職員が自主的に行う研修を支援するなど、いじめ対策を抜本的に強化すること。
- 39、養護教諭の複数配置、スクールカウンセラーの小学校、高校への全校配置を急ぐこと。また、中学校もふくめ相談日数を増やすこと。小中高等学校に、スクールソーシャルワーカーの配置をすすめること。
- 40、高校生むけの給付制奨学金制度を創設するとともに、小中学校の就学援助が拡充できるよう、区市町村に財政的支援を行うこと。
- 41、区市町村立学校の非構造部材の耐震化に補助を行うこと。また、老朽校舎の改築・改修、教室の増築への補助制度を創設すること。
- 42、多摩地域の小中学校の普通教室のクーラー設置に対する財政支援の期間を延長するとともに、特別教室のクーラー設置にも補助を行うこと。都立高校・特別支援学校の特別教室、特別支援学校の体育館などを冷房化すること。
- 43、全日制高校の計画進学率を引き上げ、希望するすべての生徒の進学を保障できる高校就学計画を策定すること。生徒増にあわせて都立高校を新增設すること。定時制高校の新設、学級増を行い、募集を増やすこと。

- 4 4、教員の長時間・過密労働を改善し、教員を増やすこと。また、期限付き任用はやめ、教員定数は正規採用で配置すること。栄養士の欠員をただちに補充し、栄養教諭の任用を拡大すること。小中学校の学校事務のセンター化は行わないこと。
- 4 5、都立高校の学校図書館の専任司書の定数削減を行わないこと。全定併置校には2名の配置とし、民間委託は行わないこと。
- 4 6、特別支援学校を新增設し、教室不足やスクールバスの長時間乗車を解消すること。重度重複学級を実態に応じて増設すること。寄宿舍は教育的理由や家庭事情による入舎を認めること。
- 4 7、特別支援学校の外部人材導入による自立活動担当教諭の削減は行わないこと。大規模併置校の養護教諭等の配置を充実させること。特別支援教育コーディネーターは専任配置すること。
- 4 8、特別支援学級の設置校を増やすとともに、児童・生徒の増加に見合った学級増設を行い、教員配置を拡充すること。区市町村の特別支援教育推進のため、専門家等の配置や人件費補助を行うこと。
- 4 9、私立学校教育の充実ならびに公私格差解消のため、私立学校経常費補助のさらなる拡充を図ること。30人学級など、少人数学級のための特別補助を実施すること。
- 5 0、私立特別支援学校等経常費補助の補助単価を大幅に増額すること。また、発達障害をふくめ、障害児が在籍している学校に補助を行うこと。
- 5 1、私立高校等に通う生徒に対する都の授業料補助を拡充すること。低所得世帯の高校生は、授業料に加え入学金・施設費などもあわせて無償となるようにすること。他の階層も公私格差をなくす立場で補助を充実すること。
- 5 2、私立幼稚園児保護者負担軽減補助の所得制限を緩和し、補助単価を増額すること。国の制度変更にとともなう都の私立幼稚園等就園奨励特別補助の激変緩和措置を、国が制度改善するまで継続すること。私立幼稚園教育振興事業費補助を拡充すること。
- 5 3、私立学校・幼稚園の耐震診断・補強・改築への補助率を引き上げ、早期に完了させること。非構造部材のみの耐震化にも補助を行うこと。太陽光発電など再生可能エネルギー導入への支援を拡充し、私立幼稚園の防災備蓄倉庫の設置への補助を行うこと。

【スポーツ・文化の振興】

- 5 4、辰巳国際水泳場をはじめ、老朽化した都立スポーツ施設の改修・改築予算を抜本的に増やし、利用者の意見を反映させてすすめること。「スポーツ祭東京2013」の開催にとともなう運営費など、区市町村への財政支援を拡充すること。

5 5、地域ごとのスポーツ施設・設備の整備を促進すること。都民や自主的なスポーツ団体が行うスポーツ活動、大会の開催等への助成を行うこと。障害者団体が東京で開催する競技大会への財政支援を行うとともに、障害者が身近な地域でスポーツに親しめるよう、施設整備、専門的人材の配置、新しい競技種目の開発などを推進すること。

5 6、小中学生が、本格的なオーケストラや演劇等にふれる機会をもてるよう、芸術文化鑑賞教室等の事業を実施・拡充すること。都内のオーケストラや劇団等に対し、運営費助成や、公演等の場所の提供をはじめとした支援を行うこと。高齢者や勤労者などが芸術・文化に親しめるよう、鑑賞費補助を実施すること。

【消費者支援の充実】

5 7、東京都消費生活総合センターを消費者行政と消費者運動の拠点として位置づけて、機能の充実を図るとともに、多摩地域の相談体制を充実させること。消費生活相談員の専門性を正當に評価し、5年で雇い止めの制度を廃止するなど、待遇改善と雇用の安定化を図ること。また、地方消費者行政活性化基金の継続を国に求めるとともに、同基金事業として取り組まれた事業を継続・推進できるよう、都独自に財政措置を行うこと。

【築地市場の豊洲移転中止、現在地再整備の推進】

5 8、土壌汚染調査・対策工事に欠陥があり食の安全・安心が保障されず、また施設計画については説明も業者との合意も不十分であり、豊洲新市場予定地への築地市場の移転は中止すること。業者も合意できる、より良い築地現在地再整備案を、都の責任で一日も早くつくること。

【放射能から子どもたちを守るために】

5 9、放射能から子どもを守るため、学校・公園など全都有施設で詳細な放射線測定を行い、局所的に線量が高いミニホットスポットは必要な除染を行うこと。区市町村が独自の方針に基づき都有施設の測定と除染を都に求めたら応じること。内部被ばくの予防対策を抜本的に強化し、子どもたちの疫学的な健康調査を継続的に実施すること。

6 0、公立・私立の小中学校、幼稚園、保育園などの給食食材の放射能検査を支援するとともに、都立学校の給食食材を拡充すること。食肉、野菜、魚介類、牛乳など食品の放射能検査および安全確保対策を強化すること。食品への放射能検査値の表示制度を実施すること。

6 1、地表土、野菜、牛乳、魚、海底土、大気浮遊じん、降下物などについて、セシウムだけでなく、ストロンチウムなどすべての放射性核種の調査・分析を、継続的に、よりきめ細かく行うこと。

【都民の命と財産を守る防災対策の抜本的強化】

- 6 2、東日本大震災の教訓に学び、防災対策の「第1は自己責任」という方針を改め、都が都民の生命、財産を守る本来の責任を果たすこと。災害を未然に防ぐ予防対策を震災対策の最優先に位置づけ、住宅、都市・生活インフラの耐震化を抜本的に強化すること。
- 6 3、道路、鉄道のトンネル、橋梁をはじめとした都市インフラの老朽化対策と耐震化を、緊急にすすめること。
- 6 4、木造住宅密集地域の安全化対策整備は、幹線道路の整備や再開発優先でなく、地域内の住宅の耐震化・難燃化のための支援こそ抜本的に強化すること。木造住宅の耐震化を促進するために、助成対象地域を都内全域とし、助成額の抜本的引き上げを図ること。マンションの耐震化促進のため、相談対策や助成の拡充を図ること。
- 6 5、東部低地帯の河川堤防・護岸等の耐震化・耐震性強化を、完了年度を明確にし、早急に推進すること。東京湾における地震、津波、高潮などの複合災害を想定し、防潮堤、護岸、水門、陸こう等を総点検し、必要な整備、耐震強化を促進すること。東京湾岸に林立する石油タンク等危険物施設の液状化、側方流動対策など安全対策を、国まかせでなく、他自治体と共同ですすめること。
- 6 6、上下水道、電気、ガスなどライフラインの耐震化を促進すること。病院、学校、福祉施設等への自家発電設備の設置を支援すること。ガス、水道、下水管の耐震化、マンホールの浮上防止策を促進するとともに、災害時の飲料水、トイレ確保対策をすすめること。
- 6 7、都営地下鉄はもとより、都内で運行する鉄道施設について、震度7対応の耐震化、津波、液状化対策、立川断層帯地震対策が講じられるようにすること。災害時の誘導、安全確認等の体制確保、情報連絡網の整備が図られるようにすること。都営地下鉄においては、津波、水害を想定した対策・訓練を行うとともに、防水扉を電動式に改善すること。
- 6 8、防災市民組織などの取り組みと、そのための機材確保への支援を行うこと。住民の自主的な防災まちづくりを支援し、アドバイザー派遣や研修などの支援を行うこと。災害ボランティアコーディネーターの養成をすすめること。
- 6 9、避難所、避難場所の確保をすすめるとともに、飲料水、食糧、生活必需品等の備蓄を拡充すること。女性の視点や心のケアを重視した対策をすすめるとともに、管理栄養士などによる支援体制を構築すること。「災害拠点連携病院」「災害支援病院」の災害時医療提供体制の強化にむけ財政支援を行うこと。区市町村災害医療コーディネーターを中心とした災害医療計画策定を支援すること。
- 7 0、障害者、高齢者など要援護者への災害時の支援対策を強化し、聴覚・視力・肢体不自由・知的・精神・発達障害をはじめとした障害者、人工透析患者、人工呼吸器利用者、難病患者、認知症や要介護の高齢者、乳幼児などに対するきめ細かい災害時支援体制を、当事者・家族の

実態・要望を十分にふまえて確立すること。福祉避難所となる福祉施設などに対し、耐震化、備蓄倉庫、自家発電などの整備への財政支援を行うこと。区市町村等と協力し、要援護者に対する災害時の個別支援計画づくりをすすめること。

7 1、帰宅困難者対策について、「むやみに移動を開始しない」ルールの徹底、安否確認のための通信手段の確立を図り、食糧など必要な物資の備蓄への支援を行うこと。民間施設もふくめ一時受入施設を確保し、物資の備蓄、電源の確保等への支援を行うこと。

7 2、ハイパーレスキュー隊を増やし、装備・資器材も拡充すること。消防車、救急車、重機等を増強するとともに、消防隊員を大幅に増やすこと。23区消防団の分団本部施設の改築・改修、団員の報酬等の引き上げや、装備の拡充を促進すること。多摩地域の消防団の施設整備、待遇改善のため、市町村に対する財政支援を行うこと。

【被災地、都内避難者への支援の強化】

7 3、被災県への観光ツアー支援を継続・拡充するとともに、観光案内、被災県の物産販売促進、被災地復興展示会、被災県における中小企業の復旧・復興支援など、産業復興への支援を強化すること。

7 4、都内への避難者が、都民と同様の行政サービスを受けることができるよう、支援を強化すること。高齢者や障害者の交通費の負担軽減を継続・拡充するとともに、乳幼児および子どもの医療費助成は、窓口での一時支払いを要しないようにすること。

7 5、都営住宅等への入居、民間住宅借り上げは、期限を区切らず、被災地に帰れる条件が整うまで保障すること。民間住宅借り上げの対象要件を緩和すること。上下水道料金の減免の期限を延長し、被災地に帰れる条件が整うまで継続すること。

7 6、都内避難者のコミュニティづくりを支援し、孤立化防止対策を強化すること。福祉総合相談窓口をはじめとした相談窓口と情報提供を、拡充・強化すること。被災によるPTSD(心的外傷後ストレス障害)の診断・治療に対する支援体制を強化すること。

7 7、乳幼児をはじめ、すべての都内避難者について、内部被ばくをふくめた健康診断を定期的実施し、行動の記録もできるようにすること。

【原発ゼロ、再生可能エネルギーへの転換の促進】

7 8、原子力発電は未完成で危険な技術であることを認め、「安全神話」から脱却して、都として「原発ゼロの日本」の実現にむけた行動を起こすこと。

7 9、小規模分散型で発電した電力を、身近な地域をはじめ、工場、ビル、学校、家庭等で効果的に利用できるようにするエネルギーマネジメントを推進するとともに、多様な方法でエネルギー自給に取り組む地域、団地・集合住宅等を支援する、「エネルギー自給地域等推進事業(仮

称)」を実施すること。家庭や、事業所等のエネルギー消費の「見える化」や、創エネ・エネルギーマネジメントを促進する取り組みを支援すること。

- 80、太陽光発電の設置費用について、基金活用やリース方式などにより初期投資ゼロにむけた対策を実施することをはじめ、太陽光発電の大量普及促進対策を抜本的に拡充すること。太陽光発電設置費用の補助を継続すること。「ソーラー屋根台帳」を整備するとともに、太陽光発電システムに関する情報発信・相談窓口を設置すること。太陽熱、洋上風力、波力、中・小水力、地中熱、木質バイオマスなどの再生可能エネルギーの普及促進策を強化すること。

【環境にやさしく持続可能な都市づくりへの転換】

- 81、都の大気汚染健康障害者医療費無料化制度を、2013年8月以降も継続すること。国、自動車メーカー、および首都高速道路株式会社に対し、2013年8月以降の制度継続に必要な財源を追加拠出するよう働きかけること。
- 82、自動車の総量規制を実施するとともに、都民、中小企業・商店等に対する電気自動車などエコカー・次世代自動車の購入費助成を拡充し、エコバイクの購入費助成を実施すること。エコカー・次世代自動車のカーシェアリング（共同利用）事業、レンタル事業への財政支援を拡充・強化すること。
- 83、家庭、マンション共用部分、中小企業・商店、学校などの電球・蛍光灯のLED化に対する助成を実施すること。都庁をはじめ都有施設、信号機等のLED化を促進すること。区市町村が実施する環境政策に対する包括補助を拡充すること。
- 84、地表熱の吸収に効果がある芝生の植栽を促進し、「駐車場の芝生化促進事業」などを実施すること。臨海部等の巨大ビル建設を抑制し、「風の道」の保全・拡大を図ること。公園・緑・河川などの「クールスポット」の拡大をすすめること。

【住まいの保障の推進】

- 85、都営住宅の新規建設を再開するとともに、建て替え時に戸数を増やすこと。借り上げ公営住宅制度を活用し、UR住宅や民間賃貸住宅などを借り上げて、都営住宅として提供すること。入居収入基準、および「使用承継」の基準を元に戻し、入居対象者をひろげること。住戸の面積基準を引き上げるとともに、多様な世帯が入居できるよう3DK, 4DKなどを増やすこと。エレベーター設置を促進すること。
- 86、都営住宅への若年単身者の入居資格を認め、若者むけ都営住宅を整備するとともに、若者への家賃助成にふみだすこと。
- 87、マンションの大規模修繕利子補給制度を拡充するとともに、助成制度をつくること。管理、技術、法律など総合的なマンション相談窓口を都として設置するとともに、修繕積立金の実態調査、「マンション白書」の定期発行、および管理組合育成支援事業を実施すること。区市町

村が実施するマンション支援事業に対する財政支援を実施すること。

88、住宅リフォーム助成を都として実施すること。また、住宅リフォーム助成を実施する区市町村への財政支援を行うこと。

89、住宅施策の専管部局として、住宅局を復活させること。住宅統計調査等にもとづく都民の住宅実態を把握するため、2003年以降発行されていない東京都住宅白書を再発行すること。また、居住者代表も参加する「賃貸住宅管理問題調査会」を早急に開催すること。

【都市交通・公共交通の整備】

90、自転車の利用環境整備にむけた、総合的政策を確立すること。自転車専用レーンや自転車道など安全・安心な自転車走行空間の整備を促進するとともに、自転車を共同利用する「都市型コミュニティサイクル（自転車シェアリング）」の整備促進事業や、区市町村、中小企業の駐輪場整備等への財政支援を実施すること。また、自転車事故防止対策を強化すること。

91、駅ホームからの転落事故、列車との衝突事故を防止するため、都営地下鉄をはじめ、都内すべての駅への可動式ホーム柵（ホームドア）設置をすすめること。「開かずの踏切」解消にむけた対策、踏切の安全対策を強化すること。

92、コミュニティバスの導入および運行への支援を強化すること。現行補助制度は、3年以内という運行費補助の年限を撤廃し、初期経費だけでなく運行維持を支援する制度に拡充すること。「交通空白地域」の対象要件を緩和し、23区も補助を受けることができるようにすること。

【多摩・島しょの振興】

93、市町村総合交付金を大幅に増額し、配分に当たっては市町村の自主性、特殊性を尊重すること。

94、離島振興法改正をふまえ、新たな「東京都離島振興計画」を、島しょ町村の要望を反映して作成するとともに、計画実現に必要な財政支援策を講じること。空路、航路の拡充をすすめるとともに、貨物運賃補助の拡大を図ること。

【都民のための行財政改革の推進】

95、オリンピック招致は中止し、福祉・防災都市づくり、放射能汚染対策、被災地・被災者支援などに総力をあげること。4千億円のオリンピック開催準備基金は、計画的に活用し、都民施策拡充のために使うこと。

96、人口減少や超高齢社会が到来しつつあるもとで、右肩上がりの経済成長を前提とした巨大開発への投資は抜本的に見直すこと。オリンピック招致を口実にした外環道の着工や、晴海線、

多摩新宿線など不要不急の高速道路新規建設、巨大港湾施設等の建設は凍結すること。八ッ場ダム建設は中止し、水源負担金の財政支出は行わないこと。

97、新たな巨大都市インフラ整備を推進し、欧米などの多国籍企業をよびこむための特区をつくり、減税などのいたれりつくせりの便宜を図る、「アジア・ヘッドクォーター」構想は、中止すること。開発事業者への税の軽減、再開発事業の規制緩和、再開発事業組合に対する税制上の支援などは実施しないこと。

98、中小企業に役立たない新銀行東京は、清算・処理に踏み出すこと。

99、都職員定数の抑制方針を見直し、都民サービス拡充のために必要な正規職員を増やすとともに、職員給与の引き下げはやめること。非正規職員の処遇改善を図ること。都立施設の廃止、民間委託、指定管理者、独立行政法人、PFIなどの導入・拡大は中止・再検討し、都が直接責任をもつ公共サービスを維持・拡充すること。

100、法人事業税の一部国税化の暫定措置撤回、および新たな大企業減税の中止を国に求めるとともに、巨額の内部留保をためこんでいる大企業への超過課税の強化を検討すること。

【平和な日本と東京のために】

101、米軍輸送機オスプレイの配備撤回を日米政府に求めること。横田基地をはじめ都内の米軍基地の早期全面返還をすすめること。「米軍再編」にもとづく横田基地の機能強化および自衛隊との共用による軍事一体化をやめさせること。横田基地の管制空域を全面返還させること。

以 上